府内市町村における手話言語条例の制定状況等について

■手話言語条例の制定状況

　○すでに制定済【４市町】

【理事者提案】３市町

堺市、大東市、熊取町

【議員提案】１市

大阪市

　○検討中【２１市町村】

　　【理事者提案】１１市町

東大阪市、貝塚市、富田林市、和泉市、箕面市、羽曳野市、四条畷市、交野市、

大阪狭山市、豊能町、田尻町

　　【議員提案】

　　　なし

　　【条例提案者未定】９市町村

　　　泉大津市、守口市、寝屋川市、河内長野市、松原市、門真市、忠岡町、岬町、

　　　千早赤阪村

　○制定予定なし（その他含む）【１９市町】

　　　高槻市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、茨木市、八尾市、泉佐野市、

柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、阪南市、島本町、能勢町、太子町、河南町

■手話言語条例に関する事業の実施状況

○普及啓発【４市町が実施】

　　　大阪市、堺市、大東市、熊取町

○暮らす

　　　なし

○学ぶ【２市町が実施】

　　　大東市、熊取町

○働く【１市町が実施】

　　　大阪市